

アッパーコトマレ水力発電所建設事業の現地調査報告

2008 年 7 月 25 日

グリーンムーブメント・オブ・スリランカ
「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

本調査は、2002 年 3 月に国際協力銀行（JBIC）がスリランカ政府に円借款供与を決定したアッパーコトマレ水力発電所建設事業（以下、当事業）の環境社会影響を明らかにするために、スリランカの環境 NGO であるグリーンムーブメント・オブ・スリランカと、日本の環境 NGO である「環境・持続社会」研究センター（JACSES）が共同で実施したものである。両団体は、2008 年 7 月 14 日から 18 日にかけて、当事業実施地域及びコロomboで被影響住民、労働者、実施機関、政府関係者への聞き取り調査を実施した。結果、以下の問題点が明らかとなった。

1. 補償調査の不備

当事業では 497 世帯の住民移転が実施されるが、補償対象を選定するための調査が十分に行われていないケースが多く見られた。具体的に本調査の中では以下のようなケースが見られた。

- ・ Talawakelle の住民によると、約 20 年前から住んでいたが、当事業の実施機関であるセイロン電力庁（CEB）の調査員が訪問した際に海外に出稼ぎに出ているために登録されず、移転対象に含まれていないとのこと。
- ・ Talawakelle の住民によると、2000 年 12 月からセメントブロックを建設する作業場を開設しているが、補償対象として登録されていないとのこと。
- ・ Talawakelle の住民によると、30 年以上前から摘み取った紅茶の葉を入れる大きな籠を製造する作業場を開設し、税金も毎年納めているが、補償対象として登録されていないとのこと。

2. カットオフデートの設定時期の問題

当事業では、補償対象を決める資産確定日（カットオフデート）が 2001 年 6 月 22 日に設定されている。しかし、実際に移転が開始されたのは 2008 年 1 月で、カットオフデートからかなりの年月が経過しているため、補償対象が実際の移住形態に適合していない。本調査の中では、以下のようなケースが見られた。

- ・ Nanu Oya では、家屋の補償を受け取ることの出来ない家族が 1 世帯残されている（写真

1 参照)。CEB の移転担当者によれば、彼らはカットオフデート以降に住み始めたとのこと（本人は 2000 年に住み始めたと主張している）。

- ・ Nanu Oya の移転地では、2003 年ごろに結婚して母屋の横に離れを作って住んでいたために家屋の補償を受け取ることが出来ず、移転地の家屋の横に粗雑な離れを作って生活している（写真 2 参照）。
- ・ Talawakelle の住民によると、カットオフデート以前は台所として使用していた離れをカットオフデート以降に家族の一人が結婚して家屋として利用し始めたために、家屋の補償を受け取ることの出来ないとのこと（写真 3 参照）。
- ・ Talawakelle の住民によると、カットオフデート以降に結婚して母屋の横に新しく家を建設したが、家屋の補償を受け取ることが出来ないとのこと。
- ・ Talawakelle の住民によると、以前牛舎だった場所に家族が住んでいたが、調査時に妻は入院しており、夫も出稼ぎに出ていた。その結果、家屋の補償を受け取ることが出来ないとのこと。

写真 1



写真 2



写真 3



一方、カットオフデート以降に家屋等を建設している住民にも家屋等の補償が提供されているケースも見られ、補償基準に一貫性が見られない。住民によると、Talawakelle では、カットオフデート以降に家屋を建設しているにも関わらず、家屋の補償対象となっている家が 3 世帯あり、Nanu Oya ではカットオフデート以降に牛舎を建設した移転対象者に、牛舎が補償として提供されているとのことである。

3. 補償に関するその他の問題

本調査の中では、その他の補償に関する問題として以下の問題が見られた。

- ・ **引越し費用**：Nanu Oyaに移転した住民の中には、引越しに係る費用の補償を受け取っていない住民が多く見られた。CEBの移転担当者によれば、現在、補償の支払いのために手続き中とのことであるが、すでに移転後数ヶ月経過しており、支払いの時期は不適切である。
- ・ **畑地の補償**：Nanu Oyaでは、使用料を支払って住民から畑を借り上げ、盛り土を行って

いる。住民によると、1年間の使用料として45000スリランカルピー（本調査時点で1スリランカルピーは1円程度）を受け取ることになっているが、数ヶ月たった調査時点でも支払われていないとのこと。

- ・ **立ち木の補償**：Talawakelleのヒンドゥ寺院には巨大な立ち木があるが、寺院管理委員会代表によると補償対象としてカウントされていないとのこと。なお、移転計画書では、立ち木の補償を行うことが定められている。
- ・ **種子・肥料の補償**：Nanu Oyaでは、移転した家屋に家庭菜園用の農具、種子、肥料が提供されることになっているが、住民によれば、提供されたのは農具のみであったとのこと。
- ・ **宗教施設の補償**：Talawakelleではヒンドゥ寺院（写真4参照）の移転が計画されているが、寺院管理委員会代表によると移転予定地は狭く、宗教行事を行う十分な土地が確保されていないとのこと。代表によると、下見をして了承した移転地の中に、家屋が建設されており、現在は下見時に了承した土地面積よりも狭くなっているとのこと。なお、2008年6月にグリーンムーブメント・オブ・スリランカがJBICに提出した報告書「アップーコトマレ水力発電所建設事業における問題点」では、Nanu Oyaにあった宗教施設（写真5参照）が補償対象に入っていないとの指摘があったが、この宗教施設は偶然にも本調査期間中に移築された。

写真4



写真5



4. 移転地の問題

当事業では8ヶ所の移転地が用意されているが、うち本調査時点では、Nanu Oyaの移転のみが完了している。本調査では、Nanu Oyaの移転地で以下の問題が見られた。

- ・ **家屋**：移住後数ヶ月しか経過していないにもかかわらず、Nanu Oyaの移転地の家屋にひび割れが見られる（写真6参照）。
- ・ **給水**：住民によると、給水タンク（写真7参照）への継続的な給水システムが確立され

ていないため、1日10分程度しか水道が使える状態が5ヶ月間以上続いており、移転地から離れた川や井戸からの取水を余儀なくされているとのこと。CEBの移転担当者によれば、問題は認識しており、水道のキャパシティを強化する対策を行っている途中とのことだが、5ヶ月間以上放置してきたことは不適切である。

- ・ **送電**：住民によると、電気も十分なキャパシティがないのか、それとも配線ミスによるものか定かではないが、ブレーカーがすぐ落ちてしまうとのこと。
- ・ **浄化槽**：住民によると、浄化槽の設計が悪く水が流れないために悪臭が発生するが、CEBに苦情を言っても対処してくれないとのこと。また、浄化槽のふたのコンクリートの厚みが十分でない箇所が多く見られる。
- ・ **ごみ処理**：移転地にはごみ収集所が設置されているが、住民によると収集は一回も来ていないとのこと。
- ・ **土砂崩れ対策**：見えやすい場所はコンクリート等による擁壁工事が施されているが、家の裏側や家と家の間は土がむき出しの箇所が多く、土砂崩れが懸念されている（写真8参照）。

写真 6



写真 7



写真 8



5. 労働環境

移転家屋の建設工事は前田建設が受注しているが、作業員は下請け、孫受けの現地企業に雇用されている。本調査では、以下の問題が見られた。

- ・ **賃金**：住宅建設に従事している労働者によると、2008年2月のストライキの後、技術を持っている労働者の賃金は一時的に1日525スリランカルピーから550スリランカルピーに引き上げられたが、一部の会社では、再び525スリランカルピーに戻ってしまったとのこと。なお、グリーンムーブメント・オブ・スリランカが把握している他の建設現場での技術を持った労働者の賃金は、日給700～1000スリランカルピー程度であり、当

事業の賃金水準はかなり低いと考えられる。

- ・ **残業代**：住宅建設に従事している労働者によると、雨による作業の中断での減給はあるが、超過勤務による残業代は支払われていないとのこと。
- ・ **雇用保険**：住宅建設に従事している労働者によると、給与から雇用保険の費用が天引きされているが、雇用保険のカードを受け取っていないとのこと。また、請負業者が途中で変わることもあったが、その際に、雇用保険の引継ぎなどの手続きを行われず、徴収された保険代の行方は不明であるとのこと。
- ・ **貸与費等**：住宅建設に従事している労働者によると、作業に必要なヘルメットの貸与費として月 300 ルピーが天引きされており、ブーツは 2300 ルピーで自費購入しなければならなかったとのこと。
- ・ **労働災害**：元労働者の 1 人によると、2007 年 6 月に勤務中、トラックの荷台から転落して足を骨折したとのこと。当初、会社側（SMA Construction）から治療費と生活費（1 日 200 ルピー）を補償するとの申し出があったが、29000 ルピーの見舞金のみでその後の補償は受けられていないとのこと（本調査時点でも完治しておらず、職場復帰できていない）。雇用時に契約書は結んでいなかったとのこと。この元労働者によると、同様のケースは認識しているだけで 20 件以上あるとのこと。

6. 発破作業による影響

写真 9



写真 10



写真 11



建設地ではトンネル掘削（写真 9 参照）のために 2007 年 4 月から 1 日 2～3 回程度、ダイナマイトによる発破作業が繰り返されているが、本調査では、以下の問題が見られた。

- ・ **深夜の発破作業**：住民によると、発破作業は夜中も繰り返されている。夜中の発破作業をやめるよう何度も申し入れたが事態は改善していないとのこと。環境局（CEA）によると、スリランカの規制では原則として夜間の発破作業は禁止されているとのこと。
- ・ **発破作業による家屋の損壊**：ダム建設地対岸の St. Clair Colony では、発破作業の衝撃により、多くの家屋にひび割れが生じている（写真 11 参照）。住民によると、正確な数は分からないが、30 軒以上の家屋にひび割れが発生しているとのこと。政府の調査団が

各家庭に訪問してひび割れの実態調査が行われたが、住民はどのようなプロセス・基準で補償を受けることが出来るか説明を受けていないとのこと。鉄筋が錆びて赤茶色の水が漏れている箇所もあり（写真 10 参照）、建て直しが必要と見られる家もある。

- ・ **断続的な発破作業による周辺住民のストレス増加**：St. Clair Colony の住民によると、夜間にも及ぶ発破作業で安眠もできずストレスがたまっているとのこと。また、子どもが発破時の音や振動に怖がり、安心して生活できないという苦情もあった。

7. 実施体制に関する問題

本調査では、実施体制に関して、以下の問題点が見られた。

- ・ **苦情処理委員会**：上記の問題を提起した住民の多くがCEBの現地事務所に苦情を届けているが、ほとんどのケースで改善策が取られていないことが明らかとなった。補償に関しては苦情処理委員会が設置されているが、CEBの現地事務所に苦情を訴えた住民の多くには、その存在すら知らされていない。
- ・ **環境モニタリング報告書**：CEAの担当者によると、CEAは環境管理計画書（EMP）及び環境モニタリング報告書の提出を再三に渡ってCEBに要請しているが、CEBは提出を拒否しているとのこと。
- ・ **環境モニタリング委員会**：CEAの担当者によると、CEBから環境モニタリング報告書等が提出されていないこともあり、環境モニタリング委員会の開催頻度が低下しているとのこと。環境モニタリング委員会は、2003 年以降 24 回開催されているが、直近 14 ヶ月では 2 回しか開催されていないとのこと。なお、原則では 2 ヶ月に 1 回開催されることになっている。